

福岡労働局職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

福岡労働局の任期を定めた常勤職員（任期付任用職員）

2 業務内容

福岡労働局における次の（１）から（２）の業務

- （１）雇用関係助成金に係る審査・支給業務及びその他関連する業務
- （２）その他職業安定課・職業対策課が所掌する業務

3 募集人員

4名

4 応募資格

（１）以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力を有する方

（２）以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満61歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

なお、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

また、任期は令和7年3月末日までとなります（更新なし）。

6 採用日

令和6年7月1日

7 勤務地

福岡労働局職業安定部（福岡労働局福岡助成金センター第二庁舎又は福岡合同庁舎）
福岡市博多区博多駅東1-18-25又は福岡市博多区博多駅東2-11-1

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の
服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書、職務経歴書及びハローワークの紹介状

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書には写真を貼付の上、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験がある場合は詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

なお、応募には必ずハローワークの紹介状の提出が必要です。

(2) 論文

課題：「事業主に対しての雇用関係各種助成金のうち、自身の把握する助成金を1つあげ、その助成金の概要、雇用に及ぼす効果及び利用拡大のための具体的方策について述べて。」

文字数：800文字程度

なお、論文の回答様式は任意ですが、PC作成の場合は福岡労働局ホームページ「職員採用情報」掲載の様式を使用することも可能です。

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、福岡労働局総務部総務課人事第二係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、持参の場合は、土日祝を除く月～金曜日の9時00分から17時00分
の間に下記13の所在地にお持ちください。

11 応募期限

令和6年5月21日（火）17時00分必着

12 選考方法

【第1次選考】

(職務経歴、論文による書類審査)

職務経歴及び論文の評価を行い、第1次選考通過者を決定します。

(結果通知)

第1次選考を通過した方については、令和6年5月23日(木)に通知文書を発送します。

残念ながら通過されなかった方に対しては、郵送にて結果を通知し、同時に応募書類(履歴書及び職務経歴書)を返却します。

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和6年5月27日(月)

(時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに文書により通知します。)

(結果通知)

令和6年5月29日(水)～6月3日(月)(予定)

第2次選考の受験者に対して合否にかかわらず結果を文書により通知します。

13 応募等に関する照会先

福岡労働局総務部総務課人事第二係

所在地：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

電話：092-411-4741

※問合せ受付時間 8時30分から17時15分まで(土日祝除く)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（15～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 地域手当・勤務地の民間賃金水準に応じて支給
 - ※福岡市内に所在する就業場所の場合：俸給月額の10%
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・1年間に俸給等の約4.5か月分（令和5年度実績）